

令和6年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業(都道府県センター事業)

# 働き方改革支援セミナー

<mark>参加費無料</mark>

対 象

中小企業・小規模事業者等の事業主の方、人事労務担当・総務の方など

開催方法

オンライン開催 (ZOOMウェビナー使用)

時 間

テーマ: A~G 開始 10:00 ~終了 10:30 (30 分) テーマ: H 開始 10:00 ~終了 11:00 (60 分)

日 程	講師	テーマ	申し込み期限	
10月10日 (木)	栃木センター事業	A:パワーハラスメント対策	10月 7 日 (月)	
10月11日 (金)		B:キャリアアップ助成金(年収の壁対策)		
10月15日 (火)		C:雇用確保対策(最新の就業規則への対応)		
11月19日 (火)		B:キャリアアップ助成金(年収の壁対策)	11月11日 (月)	
11月20日 (水)		C:雇用確保対策(最新の就業規則への対応)		
11月21日 (木)	専門家	D:カスタマーハラスメント対策		
12月13日 (金)	※30分のセミナー となります	E:職務分析・職務評価及び同一労働同一賃金	12月 9 日 (月)	
12月18日 (水)		A:パワーハラスメント対策		
1 月22日 (水)		F:労働時間管理への対応(36協定の作成・届出)	1 月13日 (月)	
1 月23日 (木)		G:変形労働時間制(対象期間内の労働日・労働時 間を柔軟に設定する)		
2月11日(火)		F:労働時間管理への対応(36協定の作成・届出)	2月3日 (月)	
日 程	講師	テーマ	申し込み期限	
12月19日(木)	栃木労働局 雇用環境・均等室	H:改正育児・介護休業法及び就業規則の規定等	12月13日 (金)	
1 月21日(火)	※60分のセミナー	について	1 月17日 (金)	
1 月30日(木)	となります			

お申込み方法

必要事項を記載の上、E-mailでお申込みください

E-mail : <u>support@tochigi-hatarakikata.com</u> (記載事項)

1 事業所名 2 参加者 職・氏名 3 電話番号 4 希望されるセミナーの日時とテーマ ※招待リンク、パスコード、セミナー資料等は各講座の開催日の前々日迄に送信いたします 風級

https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/tochigi/

ホームページのQRコードはこちら☞

【問合せ先】栃木働き方改革推進支援センター 電話番号:0800-800-8100 FAX:028-615-7620 E-mail :support@tochigi-hatarakikata.com





令和6年度中小企業・小規模事業者等に対する働き方改革推進支援事業(都道府県センター事業)

## 個別相談のお知らせ

個別相談無料

対 象

中小企業・小規模事業者等の事業主の方、人事労務担当・総務の方など

栃木センター事業専門家(社会保険労務士)が、働き方改革への取組、労務管理などについて ご相談に応じます。

日時等	相談方法
10月10日(木)~2月11日(火) セミナー開催期間中に相談窓口を開設します 14:00~16:00の2時間	WEBによる相談会 1社あたり1時間以内 (ZOOMウェビナーを使用します)
1 4 . 0 0 9 1 0 . 0 0 0 2 時间	(2001171117) を使用しより)

### この機会にコンサルティングを希望してみませんか!

個別訪問相談無料

個別訪問相談 希望日

令和 年 月 日

時 ~ 時

※日程を調整しますので、複数日を希望してください。

#### 主な相談項目

就業規則の見直し	賃金・福利厚生制度の見直し	助成制度の活用

□ 同一労働同一賃金 □ その他

具体的に記載

#### お申込み方法

必要事項を記載の上、E-mailでお申込みください E-mail: <u>support@tochigi-hatarakikata.com</u>

#### 必要事項 個別相談 個別訪問相談

- 1 事業所名
- 2 相談者 職・氏名
- 3 電話番号
- 4 個別相談・個別訪問相談 希望日時 (※日程調整の上、後日連絡いたします)
- 5 主な相談項目を記載 6 相談内容を具体的に記載願います

ホームページのQRコードはこちら☞

https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/tochigi/

※ミーティングID、パスコードは各相談日の前々日迄に送信いたします



